

平成29年第4回大山町教育委員会

招集年月日 平成29年3月24日(金) 午後3時

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	金田吉人	2番	湊谷紀子	3番	林原浩子
4番	山根 浩	5番	伊澤百子		

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案 第 1 号 大山町家庭保育支援給付事業実施要綱の一部を改正する要綱について

日程第 4 議案 第 2 号 大山町公民館館長の選任について

日程第 5 議案 第 3 号 大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第 6 議案 第 4 号 大山町社会教育委員の委嘱について

日程第 7 議案 第 5 号 大山町青少年育成指導委員の委嘱について

日程第 8 議案 第 6 号 大山町スポーツ推進委員の委嘱について

日程第 9 議案 第 7 号 大山町文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 10 議案 第 8 号 大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

日程第 11 議案 第 9 号 大山町生活相談員の選任について

日程第 12 議案 第 10号 大山町立学校の学校薬剤師の委嘱について

日程第13 議案 第11号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

日程第14 議案 第12号 平成29年度要保護児童生徒の認定について

日程第15 議案 第13号 平成29年度準要保護児童生徒の認定について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成29年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
2月24日	金	第2回教職員人事に係る教育長ヒアリング(米子市)、人・同推協行政部会研修会
25日	土	中山公民館祭り(小泉凡氏ご講演)
26日	日	西部地区町村社会教育研究大会(日吉津村)
27日	月	管理職会議、県学校給食会第2回理事会(鳥取市)、平成29年度エキスパート教員選考会(鳥取市)
28日	火	六長合同会議、町立図書館・学校図書館連絡会、一般質問通告締切
3月1日	水	管理職会議(一般質問)
2日	木	大山町議会3月定例会(報告、提案理由説明、補正予算質疑・討論・採決)、大山町教育振興会評議員会
3日	金	大山町議会3月定例会(議案の質疑)、通級指導教室継続審査会
4日	土	中山国際交流協会総会(尾古牧場)、大山分館まつり(~5日)
8日	水	教育長表彰(名和小)、ことぶき学級閉講式(保健福祉センターなわ)
9日	木	教育長表彰(中山中、名和中、大山中)、大山カレッジ卒業式(中山中)、松村氏(米子市地域おこし協力隊)来庁
10日	金	中学校卒業証書授与式
11日	土	教職員人事異動最終折衝、教育長内示(鳥取市:~12日)
13日	月	大山町議会3月定例会(一般質問:~14日)
15日	水	臨時教育委員会、教育長表彰(大山小、大山西小、中山小)、管理職会議、日本遺産認定記念シンポジウム(米子市)
16日	木	大山町議会3月定例会(討論、採決)
17日	金	小学校卒業証書授与式、第2回大山町文化財保護審議会、人権講演会(人権交流センター)
21日	火	管理職会議、大山町交通安全対策協議会、大山町子ども子育て会議
22日	水	第3回大山町社会教育委員協議会及び公民館運営審議会
23日	木	大山町防災会議、大山町健康づくり推進協議会(保健福祉センターなわ)
24日	金	大山保育所卒所式、教職員離任式、定例教育委員会

今 後 の 予 定

3月27日	月	小地域懇談会事後研修会
28日	火	中山みどりの森保育園卒所式、名和さくらの丘保育園卒所式
29日	水	大山きゃらぼく保育園卒所式、庄内保育所卒所式
31日	金	退任式

※ 4月3日(月) 9:30~ 転入教職員辞令交付式、あいさつ式、宣誓式

議案第 1 号

大山町家庭保育支援給付事業実施要綱の一部を改正する要綱について

大山町家庭保育支援給付事業実施要綱の一部を次のように改正する。

平成29年3月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町家庭保育支援給付事業実施要綱（平成28年大山町教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>乳幼児</u>を日中家庭で保育する保護者に対し、家庭保育支援給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、経済的支援及び<u>乳幼児</u>との愛着形成の深化の助長を図り、もって<u>乳幼児</u>の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示で<u>乳幼児</u>とは、町内に住所を有し、かつ、現に町内に居住している生後8週間を超え<u>満2歳</u>に満たない<u>乳幼児</u>を言う。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 町内に住所を有し、現に町内に居住し</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>乳児</u>を日中家庭で保育する保護者に対し、家庭保育支援給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、経済的支援及び<u>乳児</u>との愛着形成の深化の助長を図り、もって<u>乳児</u>の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示で<u>乳児</u>とは、町内に住所を有し、かつ、現に町内に居住している生後8週間を超え<u>満1歳</u>に満たない<u>乳児</u>を言う。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 町内に住所を有し、現に町内に居住し</p>

ている者で、乳幼児を家庭で1箇月以上継続して保育している父又は母(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1項に規定する育児休業に起因する給付金、手当等を受給している者は除く。)

- (2) 町内に住所を有し、現に町内に居住している者で、父又は母に代わり乳幼児を家庭で1箇月以上継続して保育している祖父又は祖母。ただし、乳幼児の父又は母が、大山町保育の必要性の認定基準に関する規則(平成27年大山町規則第6号)第3条第1項各号(第6号及び第11号を除く。)の規定のいずれにも該当しないときは、支給対象者とししない。

(支給制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは支給対象者に給付金の支給を行わないものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 支給対象者が、乳幼児の養育を著しく怠っていると町長が認めたとき。
- (4) 父、母及び乳幼児の居住の理由が、里帰り出産等一時的なものであると認められるとき。
- (5) (略)

(支給金額)

第5条 町長は、第3条の規定による支給対象者に対し、1箇月につき乳幼児1人当たり30,000円の給付金を支給することができる。

ている者で、乳児を家庭で1箇月以上継続して保育している父又は母(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1項に規定する育児休業に起因する給付金、手当等を受給している者は除く。)

- (2) 町内に住所を有し、現に町内に居住している者で、父又は母に代わり乳児を家庭で1箇月以上継続して保育している祖父又は祖母。ただし、乳児の父又は母が、大山町保育の必要性の認定基準に関する規則(平成27年大山町規則第6号)第3条第1項各号(第6号及び第11号を除く。)の規定のいずれにも該当しないときは、支給対象者とししない。

(支給制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは支給対象者に給付金の支給を行わないものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 支給対象者が、乳児の養育を著しく怠っていると町長が認めたとき。
- (4) 父、母及び乳児の居住の理由が、里帰り出産等一時的なものであると認められるとき。
- (5) (略)

(支給金額)

第5条 町長は、第3条の規定による支給対象者に対し、1箇月につき乳児1人当たり30,000円の給付金を支給することができる。

2 前項の規定により給付金を支給する場合において、給付金の支給対象となる期間が、1箇月を超え1箇月に満たない期間があるときは、1日につき乳幼児1人当たり1,000円を支給することができる。

2 前項の規定により給付金を支給する場合において、給付金の支給対象となる期間が、1箇月を超え1箇月に満たない期間があるときは、1日につき乳児1人当たり1,000円を支給することができる。

議案第2号

大山町公民館館長の選任について

大山町公民館館長を次のとおり選任するものとする。

平成29年3月24日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町公民館館長候補者
別紙のとおり
- 2 選任事由 現館長の退職による
- 3 選任年月日 平成29年4月1日

議案第 3 号

大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

大山町公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成 29 年 3 月 24 日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 29 年 3 月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町公民館運営審議会委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 委嘱のあった日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第4号

大山町社会教育委員の委嘱について

大山町社会教育委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成29年3月24日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町社会教育委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 委嘱のあった日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成31年3月31日まで

議案第5号

大山町青少年育成指導委員の委嘱について

大山町青少年育成指導委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成29年3月24日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町青少年育成指導委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 委嘱のあった日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成31年3月31日まで

議案第 6 号

大山町スポーツ推進委員の委嘱について

大山町スポーツ推進委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成 29 年 3 月 24 日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 29 年 3 月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町スポーツ推進委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 委嘱のあった日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 7 号

大山町文化財保護審議会委員の委嘱について

大山町文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成29年 3月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

記

- 1 大山町文化財保護審議会委員候補者 10名（詳細別紙） 議決 名
- 2 委嘱事由 現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 平成29年 4月 1日
- 4 任 期 委嘱のあった日から平成31年 3月31日まで

議案第 8 号

大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成29年3月24日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由 任期満了に伴う更新のため。
- 3 委嘱年月日 委嘱のあった日
- 4 任期 委嘱のあった日から平成31年3月31日まで

議案第9号

大山町生活相談員の選任について

大山町生活相談員を次のとおり選任するものとする。

平成29年3月24日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成29年3月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町生活相談員候補者 別紙のとおり
- 2 選任事由 現生活相談員の退職による
- 3 選任年月日 平成29年4月1日

議案第 10 号

大山町立学校の学校薬剤師の委嘱について

大山町立学校の学校薬剤師を次のとおり委嘱するものとする。

平成29年 3月24日 提出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成29年 3月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

記

候補者氏名 (1) ^{やま}山 ^{もと}本 ^ゆ由 ^か香 名和小学校

(2) ^す鷺 ^み見 ^{なお}直 ^や哉 名和中学校

詳細は別紙

議案第 11 号

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

平成 30 年度から使用する小学校道徳教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条 4 項の規定により、米子市、境港市、南部町、大山町、伯耆町、日吉津村、日南町、日野町、江府町の各市町教育委員会は、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を次のとおり設置する。

平成 29 年 3 月 24 日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 29 年 3 月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 鳥取県西部地区採択協議会会則 別紙のとおり
- 2 大山町教育委員会が選出する採択協議会委員

議案第 12 号

平成 29 年度 要保護児童生徒の認定について

平成 29 年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 29 年 3 月 24 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 29 年 3 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百 子

1. 平成 29 年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 5 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第 13 号

平成 29 年度 準要保護児童生徒の認定について

平成 29 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 29 年 3 月 24 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 29 年 3 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百 子

1. 平成 29 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 91 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名